

銃砲刀剣類所持等取締法第 11 条第 2 項に基づく銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消しに係る処分基準新旧対照表（案）

（改正部分は、下線部分である。）

旧	新
<p>処分基準</p> <p style="text-align: right;">令和 2 年 1 月 1 0 日作成</p>	<p>処分基準</p> <p style="text-align: right;">令和●年●月●日作成</p>
<p>法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法</p>	<p>法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法</p>
<p>根 拠 条 項：第 11 条第 2 項</p>	<p>根 拠 条 項：第 11 条第 2 項</p>
<p>処 分 の 概 要：<u>銃砲等</u>の所持許可の取消し</p>	<p>処 分 の 概 要：<u>銃砲等又は刀剣類</u>の所持許可の取消し</p>
<p>原権者（委任先）：福岡県公安委員会</p>	<p>原権者（委任先）：福岡県公安委員会</p>
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条（許可）、<u>同第 6 条</u>（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、<u>同第 5 条第 5 項</u>（許可の基準）、<u>同第 11 条第 2 項</u></p>	<p>法 令 の 定 め：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条（許可）、第 6 条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第 5 条第 5 項（許可の基準）、第 11 条第 2 項</p>
<p>処 分 基 準：</p> <p>法第 5 条第 1 項第 3 号から第 5 号まで又は第 15 号から第 18 号までに該当する同居の親族が生じた場合は、許可者が当該同居の親族の影響を排して<u>銃砲又は刀剣類</u>を適正に保管等することができると認められる場合を除き、許可を取り消すものとする。</p>	<p>処 分 基 準：</p> <p>法第 5 条第 1 項第 3 号から第 5 号まで又は第 15 号から第 18 号までに該当する同居の親族が生じた場合は、許可者が当該同居の親族の影響を排して<u>銃砲等又は刀剣類</u>を適正に保管等することができると認められる場合を除き、許可を取り消すものとする。</p>
<p>問 合 せ 先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177</p>	<p>問 合 せ 先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177</p>
<p>備 考：</p>	<p>備 考：</p>